

国立大学法人東京農工大学役員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第6条 役員会の事務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (事務) 第6条 役員会の事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。